

第4章 出願審査請求料の減免制度の見直し

1. 法改正の必要性

(1) 従来 of 制度

貧困等、資力上の制約により、特許料等が納付できない個人の出願人や法人による発明を奨励し、産業の発達に寄与せしめるため、資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる（特許法第109条）。同様に、高い潜在能力を有するものの、資金や人材的制約によって、必ずしも十全な知財活動を実施できていない者による発明を奨励するため、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる（特許法第109条の2第1項）。

同様の目的のため、政令で定める要件に該当する者及び特許法第109条の2第1項の政令で定める者に対しては、出願審査請求料を軽減し、又は免除することができる（特許法第195条の2及び第195条の2の2）。

(2) 改正の必要性

中小企業向けの減免制度を拡大した令和元年度以降、出願審査請求料について、大企業の平均的な出願審査請求件数並み、又はそれ以上の減免申請をする者が多数確認された。

このような制度利用は、資力等の制約がある者の発明奨励等という制度趣旨にそぐわず、また、減免制度の財源である特許特別会計は、収支相償

の原則の下、出願人等からの手数料等の収入により運営されるものであり、一部の者が必要以上に支援制度の恩恵を受けることは、制度の公平性を欠くことから、この状態の適正化を図る必要がある。

2. 改正の概要

制度趣旨にそぐわない形での減免制度利用が見られる実態を踏まえ、出願審査請求料の減免の適用件数に一部件数制限を設けることとした。

3. 改正条文の解説

◆特許法第195条の2

(出願審査の請求の手数料の減免)

第百九十五条の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。ただし、当該者のうち経済的困難その他の事由により出願審査の請求の手数料を納付することが特に困難であると認められる者として政令で定める者以外の者に対しては、政令で定める件数を限度とする。

特許法第195条の2による減免制度が、資力の乏しさの程度を考慮し、政令において、対象者ごとに異なる軽減率が設定されていることを踏まえ、同法第195条の2ただし書を追加し、特許法等関係手数料令第1条の2に定める要件に該当する者全てに一律で件数制限を設けるのではなく、件数

上限を設ける対象者と、上限件数については、資力制約の程度を考慮して定めることとし、具体的内容は政令に委任することとした。

◆特許法第195条の2の2

第百九十五条の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第百九条の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。ただし、当該者のうち第百九条の二第三項に規定する試験研究機関等その他の研究開発及び技術開発を行う能力又は産業の発達に対する寄与の程度が特に高いと認められる者として政令で定める者以外の者に対しては、政令で定める件数を限度とする。

特許法第195条の2の2による減免制度についても、高い潜在能力を有しているものの資力等の制約により十全な発明活動を行えない者による発明を奨励する措置であり、減免対象者の資力や潜在能力等、産業の発達への寄与の度合いは出願人の属性によって異なることから、同法第195条の2の2ただし書を追加し、同法第109条の2第1項の政令で定める者全てに一律で件数制限を設けるのではなく、対象者と、上限件数については、研究開発能力や産業の発達に対する寄与度を考慮して定めることとし、具体的内容は政令に委任することとした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定

める日（令和6年4月1日）から施行することとした（改正法附則第1条本文）。

(2) 経過措置

経過措置は定めていない。